第五条に次の一項を加える。

2　第一条第三項又は第四項の規定により行われる任期満了による選挙に対する公職選挙法第百四十三条の規定の適用については、同条第十九項第三号中「任期満了の日」とあるのは、「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第二条の規定の適用がないものとした場合における任期満了の日」とする。

第六条に次の一項を加える。

2　第一条第三項又は第四項の規定により行われる任期満了による選挙に対する公職選挙法第百九十九条の二及び第百九十九条の五の規定の適用については、同条第四項第三号中「任期満了の日前九十日に当たる日（第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされた場合にあつては、任期満了の日前九十日に当たる日又は当該告示がなされた日の翌日のいずれか早い日）」とあるのは、「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第二条の規定の適用がないものとした場合における任期満了の日前九十日に当たる日」とする。

第七条第二項中「又は指定県」を「若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　片山　善博
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

法律第五十六号

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条―第二条」に、「第百五十条の二」を「第百五十一条」に改め、「第十一章　地方議会議員の年金制度（第百五十一条―第百七十三条）」を削る。

第一条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「地方議会議員及び」を削る。

第二条第一項及び第五十一条中「（第十一章を除く。）」を削る。

第八十二条第四項中「第百五十一条第一項に規定する共済会」を「地方公共団体の議会の議長」に改める。

第百四十四条の二十三第一項中「（第百五十一条第一項の地方議会議員共済会に関する部分を除く。以下この章において同じ。）」を削る。

第百四十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「（第十一章を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第十一章を削り、第百五十条の二を第百五十一条とする。

附則第十条を次のように改める。

第十条　削除

附則第十三条中「、旧地方議会議員互助年金法（同法に基づく互助会の規約を含む。）」を削る。

附則第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

附則第三十六条中「又は共済会」を削る。

附則第四十条の見出し中「長期給付等」を「長期給付」に改め、同条中「及び共済給付金」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、同年九月一日から施行する。

（旧退職年金に関する経過措置）

第二条　別段の定めがあるもののほか、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じたこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧法」という。）第百六十一条第一項に規定する退職年金（以下「旧退職年金」という。）については、なお従前の例による。

（旧退職年金の減額）

第三条　平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金の年額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧退職年金に関する法令の規定により算定した金額が二百万円を超える場合にあつては、当該算定した金額から、その金額から二百万円を控除して得た額に百分の十を乗じて得た金額を減じて得た金額とする。

（高額所得による旧退職年金の支給停止）

第四条　平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金については、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百六十四条の二の規定は、適用しない。

2　平成二十三年九月分以後の月分の旧退職年金については、これを受ける者の旧退職年金の年額と前年における所得金額（旧退職年金並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条に規定する議員報酬、費用弁償及び期末手当並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該旧退職年金の基礎となった在職期間に係るものの金額を除く。）との合計額が七百万円を超える場合は、当該合計額から七百万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該旧退職年金の年額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該旧退職年金の年額に相当する金額を限度とする。

3　前項に規定する前年における所得金額の計算については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額の計算に関する同法の規定の例による。

4　前項に定めるもののほか、第二項の規定による旧退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

（旧退職一時金に関する経過措置）

第五条　別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第百六十一条の三第一項に規定する退職一時金（以下「旧退職一時金」という。）については、なお従前の例による。

（旧退職一時金の加算の特例）

第六条　平成二十三年一月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた旧退職一時金（施行日前に支給されたものを含む。）の額は、前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧退職一時金に関する法令の規定により算定した金額に旧退職一時金調整額を加えた金額とし、旧退職一時金調整額の支給は施行日以後に行うものとする。

2　前項の旧退職一時金調整額は、旧退職一時金の支給を受ける者の在職期間に係る旧法第百六十六条第一項に規定する掛金（以下「掛金」という。）の総額に相当する金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額、その者の在職期間に係る同項に規定する特別掛金（以下「特別掛金」という。）の総額に相当する金額に百分の八十を乗じて得た金額並びにその者が納めた平成二十三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に相当する金額に百分の二十を乗じて得た金額の合計額とする。

一　在職期間が三年以上四年以下の者　百分の三十一

二　在職期間が四年を超え八年以下の者　百分の二十四

三　在職期間が八年を超え十二年未満の者　百分の十六

3　平成十九年四月一日前に地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）であった期間を有する者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十一」とあるのは「百分の二十三」と、同項第二号中「百分の二十四」とあるのは「百分の二十三」とする。